

組合のひろば



◆ 松阪市愛宕町商店街振興組合

「愛宕フェスティバル」を開催



松阪市愛宕町商店街振興組合(西川幸成理事長)は、7月16日に3年ぶりに開催された松阪祇園まつりに合わせ、夕方から「愛宕フェスティバル」を開催しました。

当日は、8店舗の組合員がテントにて飲食物販売を行い、キッチンカーやおもちゃのくじ引き、お面の販売等の12店もマスク着用や手指消毒のコロナ対策を行った上で出店し、多くの方が訪れ賑わいました。

カラオケ大会では、20代から80代までの30名の方がエントリーされ、素敵な歌声を披露していました。訪れた方は、久しぶりの開催を喜び、楽しんでいました。



◆ 白子駅前センター商店街振興組合

しろこ夏まつり2022を開催

白子駅前センター商店街振興組合(竹口久兵衛理事長)は9月3・4日の2日間、「しろこ夏まつり2022」を開催しました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3年ぶりに開催され、当日は、白子駅前センターが歩行者天国となり、同日開催の「すずかフェスティバル」よさこい出場者の迫力ある踊りや、大道芸パフォーマンスが披露され、軽食、縁日・ゲームコーナーが出店され、商店街の各店舗も店先で出店し様々な料理や飲み物等を販売しました。子供から大人まで多くの方が楽しみ、大いに賑わいました。



組合運営あれこれ

Q & A

員外利用の特例について

Q 組合員37人で設立された卸商業団地の組合において、流通の合理化等の影響で、9組合員が倒産、脱退したため、組合は経営難に陥っています。

組合では、遊休化している元組合員施設及び共同施設(共同荷捌所、共同駐車場、食堂、多目的ホール等)を員外利用に供し、その賃貸料、利用料収入をもって、組合の経営再建を図ることを希望しています。

この場合、通常の員外利用比率の100分の20を超えることはできないか。

A

中協法第9条の2の3(組合員以外の者の事業の利用の特例)が新設され(平成9年)、次の条件を満たせば、行政庁の認可を得て100分の20を超えない範囲内で、組合事業を員外者に利用させることが可能となったため、設例の場合は100分の20までの範囲内で員外者に組合事業を利用させることができます。

- ① 組合所有施設を用いて行っている事業であること
- ② 組合員の脱退その他のやむを得ない事由により、当該事業の組合員の利用が減少していること
- ③ 当該事業の運営に著しい支障が生じていること
- ④ 当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、中協法第9条の2第3項但書きの限度を超えて当該事業を利用させることが必要かつ適切であること
- ⑤ 当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られること